

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年経済産業省令第三十七号)	(第一条関係)	1
割賦販売法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年経済産業省令第三十七号)	(第一条関係)	4

改 正 案

現 行

第一条 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

（略）

第十三条の四中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に、「法第二条第三項第一号若しくは第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「、又は法第三十条第五項の規定により法第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について」を削り、「それぞれ法第三十条第一項各号若しくは第三項各号又は同条第二項各号」を「同条第一項各号又は第二項各号」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「若しくは第二項各号」を削り、「同条第三項各号」を「第二項各号」に、「第十三条第一項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「第十三条の三第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同条第三号中「、第二項第四号」を削り、「第三項第二号」を「第二項第二号」に改め、「第十三条第二項、第十三条の二第二項」を「第三十六条第二項」に、「第十三条の三第二項」を「第三十七条第二項」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の十条を加える。

第十三条の四中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に、「法第二条第三項第一号若しくは第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「、又は法第三十条第五項の規定により法第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について」を削り、「それぞれ法第三十条第一項各号若しくは第三項各号又は同条第二項各号」を「同条第一項各号又は第二項各号」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「若しくは第二項各号」を削り、「同条第三項各号」を「第二項各号」に、「第十三条第一項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「第十三条の三第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同条第三号中「、第二項第四号」を削り、「第三項第二号」を「第二項第二号」に改め、「第十三条第二項、第十三条の二第二項」を「第三十六条第二項」に、「第十三条の三第二項」を「第三十七条第二項」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の十条を加える。

（略）

（略）

第四十三条 法第三十条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第四十三条 法第三十条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

一 （略）

二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であ

二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であ

つて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあっては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ・八（略）

三（略）

四 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五（略）

（略）

つて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ・八（略）

三（略）

四 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五（略）

（略）

第四十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。

一 (略)

二 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項第三号の規定による年収の合算をしないとき。前項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該配偶者から申告を受けた年収(申告を受けることができないう場合)にあつては、当該配偶者から申告を受けた当該配偶者の年齢、勤務先等の情報により合理的に推定した年収。第五号において同じ。)に応じて按分した額(当該配偶者からその年収の申告を受けることができないう場合)であつてその合理的な推定ができないときにあつては、前項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。)とする。

三(五) (略)

(略)

第四十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。

一 (略)

二 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項第三号の規定による年収の合算をしないとき。前項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該配偶者から申告を受けた年収(申告を受けることができないう場合)にあつては、当該配偶者から申告を受けた当該配偶者の年齢、勤務先等の情報により合理的に推定した年収。第五号において同じ。)に応じて按分した額(当該配偶者からその年収の申告を受けることができないう場合)又はその合理的な推定ができない場合)にあつては、前項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。)とする。

三(五) (略)

(略)

改 正 案

現 行

第二条 割賦販売法施行規則の一部を次のように改正する。

（略）

第四十三条に次の一項を加える。

2 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合（カード等）についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合（カード等）についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合（カード等）については更新された後の有効期間を縮結したすべの包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等）についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日）

ロ～ニ（略）

二～五（略）

第二条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

（略）

第四十三条に次の一項を加える。

2 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号、第三号、第四号又は第五号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結したすべの包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等）についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ～ニ（略）

二～五（略）

(略)

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結したすべての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合次に掲げる事項

イ 水 (略)

二 第四十一条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる

事項

イ 水 (略)

(略)

(略)

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結したすべての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 第四十条で定めるところにより調査を行う場合又は第四十二条の場合 次に掲げる事項

イ 水 (略)

二 第四十一条の場合 次に掲げる事項

イ 水 (略)

(略)